

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊者の連絡先
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊料金
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊契約の申込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱います。
4. 当ホテルの利用に際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当ホテルは可能な範囲内でこれに応じます。
5. 前項の申し出に基づき、当ホテルが宿泊客の為に講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。



宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 当ホテルは宿泊予約日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話をさしあげることがあります。
3. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
5. 第4項の申込金を当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。
ただし、本事項を適用するケースは、当ホテルが申込金の支払期日を指定する際に、本事項を宿泊客に告知した場合に限ります。
6. 当ホテルは宿泊客のチェックイン時までには宿泊料金をお支払いいただきます。なお、連泊の場合は任意の時期に、未精算分の宿泊料金を請求することがあります。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、繰り返し当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」と



HOTEL NEW NAGASAKI

- いう。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項2号に規定する特定感染症の患者等(以下、「特定感染症の患者等」という)であるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第5条の6に該当する要求を行い※、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。
- ※具体的には、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」(令和5年11月15日厚生労働大臣決定)に特定要求行為の具体例として例示されてる行為を指します。以下同じです。
- (11) 当ホテルが、官公庁の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
- (12) 長崎県旅館業法施行条例第6条に該当するとき。

感染予防対策への協力要請

第5条 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、ホテル内における特定感染症※1のまん延防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間※2に限り、その症状の有無等に応じて、旅館業法で定められた協力を求めさせていただきます。

※1 旅館業法において定義されている感染症

※2 旅館業法において定義されている期間



HOTEL NEW NAGASAKI

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、いつでも別表第3に記載の取消料を当ホテルに支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当ホテルは、別表第3に記載の取消料を申し受けます。

当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第5条の6に該当する要求を行い、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。
- (3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (4) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 長崎県旅館業法施行条例第6条に該当するとき。

- (9) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (10) 宿泊の申し込みをした者が、第2条2項に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
 - (11) 当ホテルが、官公庁の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
 - (12) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただくことがあります。

客室の使用時間

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、チェックイン時間からチェックアウト時間までとし、チェックイン/チェックアウト時間は、別表第1に定めるとおりとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別表第4に定める追加料金を申し受けます。
3. 当ホテルは予約状況等を鑑み、宿泊客からの使用時間超過の申出に応じないことがあります。

4. 宿泊客が、チェックアウト時間を過ぎてもなお無断で使用し続ける場合、別表第4に定める追加料金相当額をお支払いいただきます。

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、以下のホテル利用規則に従っていただきます。

【利用規則】

- (1) 客室を宿泊および飲食以外の目的でご利用されることは堅くお断りいたします。
(客室でのパーティ等のご利用はご遠慮下さいませ。)
- (2) 廊下および客室内で暖房用、炊事用など火気のご使用は、お断りいたします。
- (3) 当ホテルが定めた喫煙箇所以外では喫煙をなさらないでください(電子タバコ含む)。違反した場合は、別表第5に定める賠償額をお支払いいただきます。
- (4) 外来客を客室内に招き入れないでください。
- (5) 館内および客室内の備品を所定の場所からみだりに移動したり、許可なく変更や加工したりなさらないでください。
- (6) 館内に次のものをお持込みなさらないでください。
 - イ 愛玩の動物、鳥類等(但し、盲導犬は除く)
 - ロ 悪臭を発するもの
 - ハ 常識的な量をこえる物品
 - ニ 許可証のない銃砲、刀剣等
 - ホ 発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- (7) 館内および客室内で「高声、放歌及び喧騒な行為」、「他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為」をなさらないでください。



HOTEL NEW NAGASAKI

- (8) 館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさないでください。
- (9) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
- (10) 現金、貴金属等の貴重品は客室備え付けの金庫に保管されるか、フロントの貸金庫（無料）にお預けください。
- (11) 当ホテル内諸施設にてのお預かり品の管理責任は施設ごとに定めます。クロークルームでのお預かり物は、1ヶ月までとさせていただきます。
- (12) お忘れ物、遺失物の処置は、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- (13) 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りします。
- (14) 不可抗力以外の理由により、建造物・備品その他の物品を損傷・汚染された場合、お部屋のカギを紛失させた場合は別表第5に定めた金額を弁償させていただきます。

営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限（ロビー階正面玄関）	なし
ロ フロント	24時間
ハ フロント会計	24時間

(2) 料飲等（施設）サービス時間

ホテルインフォメーションをお確かめ下さい。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表第2に掲げるところによります。

2. 宿泊客の前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊前（チェックイン前）又は宿泊の際（チェックイン時）又は当ホテルが請求した時、フロント等において行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、防火基準適合表示要綱に基づく表示マーク(適マーク制度)の交付を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。



HOTEL NEW NAGASAKI

寄託物等の取扱い

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類、及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として、当ホテルはその損害を賠償します。
 3. 当ホテルは、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任があるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
 - (1) 稿本、設計図、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます）

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。



駐車責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客に宿泊契約に基づく宿泊サービスを楽しんでいただくために、万が一、宿泊契約内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識されたときは、速やかにその旨を当ホテルに申し出てください。

管轄裁判所と準拠法

第19条 当ホテルと宿泊者との間の宿泊契約に関する紛争については、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

宿泊約款の変更

第20条 当ホテルは、①宿泊客の一般の利益に適合するとき、又は、②法令の変更、経済・社会情勢の変動等に伴うコストの増大その他の事情により当ホテルが必要と判断した場合は、本宿泊約款の変更を行うことができるものとします。なお、変更した宿泊約款の効力はすべての宿泊客に及ぶものとします。

2. 当ホテルは、本宿泊約款の変更を行うときは、効力発生時期を定めて当ホテル内に掲示し、かつ、当ホテルのウェブサイトへ掲載することにより、これを宿泊客に周知するものとします。

附則

第1条 当ホテルは、観光庁公示のモデル宿泊約款（令和5年12月13日改正）に則り、令和8年1月1日より宿泊約款を改正する。

別表第1 チェックイン/チェックアウト時間 (第9条第1項)

チェックイン時間	PM 3:00
チェックアウト時間	AM 11:00

別表第2 宿泊料金等の内訳及び算定方法 (第2条第1項、第12条第1項関係)

		内訳	消費税
宿泊客が支払うべき額	宿泊料金	(1) 客室料金 (2) サービス料 (1)×10% (3) 税金	((1)+(2))×10%
	飲食料金	(4) 飲食料又は追加飲食料 (5) サービス料 (4)×10% (6) 税金	((4)+(5))×10%
	その他	(7) 電話・電報・TELEX,FAX (8) ランドリー料 (9) その他宿泊に付随する代金 (10) 税金	((7)+(8)+(9))×10%

【備考】 消費税は税法が改正された場合には改正された規定によるものとします。



HOTEL NEW NAGASAKI

別表第3 取消料 (第6条第1項・第2項)

契約申込 人数		契約解除の 通知を受けた 日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	20 日 前
個人	14名まで		100%	100%	100%	80%	20%	
団体	15名～99名まで		100%	100%	100%	80%	20%	
	100名以上		100%	100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1. %は宿泊料金(別表第2参照)に対する取消料の比率です

2. 契約日が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の取消料を収受いたします。

3. 団体客(100名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合は切上げ)にあたる人数については、取消料をいたしません。

別表第4 客室の使用時間超過に伴う追加料金 (第9条第2項・第4項)

超過3時間まで	宿泊料金(別表第2参照)の30%
超過6時間まで	宿泊料金(別表第2参照)の50%
超過6時間以上	宿泊料金(別表第2参照)の100%



別表第5 利用規則内における賠償額について（第10条 [利用規則]（3）・（14））

お部屋のカギを紛失させた場合	2,600円
建造物・備品その他の物品を損傷・ 汚染された場合	その修繕及び原状回復等に要した額
当ホテルが定めた喫煙箇所以外で 喫煙（電子タバコ含む）した場合	100万円 又、客室が消臭処置等により販売できない期間が生じた場合はその期間分の宿泊代金を加算いたします。

